

東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（東京都決定）について		【説明資料】
1 策定の目的	良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランとして、住宅市街地の開発整備の構想の明確な位置づけを行うもの。住宅市街地に係る土地利用、市街地開発事業及び都市施設等の計画を一体的に行うことにより、住宅市街地の開発整備に関する個々の事業を効果的に実施すること、民間の建築活動等を適切に誘導すること等を目的とする。	
2 位置付け	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条に基づく方針であり、都市計画法第7条の2第1項の規定により都市計画として定めるもの。	○前回改定：平成27年3月
3 策定の主な効果	(1)住宅まちづくりの推進に向けた、都民、民間事業者、行政等の適切な誘導 (2)都市計画制度の円滑な適用 (3)住宅まちづくり事業と都市計画制度の総合的、一体的な展開	
4 策定の考え方	(1)重点地区の選定 住宅市街地のうち、一体的かつ総合的に整備し、又は開発すべき地区を「重点地区」として選定し、地区ごとに整備又は開発の目標、整備方針等を定め、計画や事業の積極的な推進を図る。 (2)選定基準 重点地区には、原則として、東京都住宅マスタープランにおける重点供給地域のうち、住宅市街地の計画的な整備又は開発に向けた都市計画の決定、事業の実施等が見込まれるものを選定する。	重点地区 ○大田区内 現行：12地区 改定：12地区 (削除1地区、新規追加1地区)
5 主な変更内容	・大.7 大森東・大森南地区 大田区木造住宅密集地域整備促進事業が終了した区域を廃止する。 ・大.28 石川町二丁目地区 公社住宅の建替事業の実施区域を新規追加する。	○約138ha（区域面積） ○約1ha（区域面積）
6 変更理由	東京都の策定の考え方に基づく変更	
7 今後の予定	令和4年8月：東京都へ回答 令和4年9月：東京都都市計画審議会付議 令和4年10月：都市計画決定・告示	